

米屋の近代史

～米屋が影響を受けた法と制度～

江川 毅

目次

はじめに	2
第1章 現在の米屋	3
第1節 米屋とは	3
第2節 米屋のはじまり	8
第2章 近代の米屋の発展	11
第1節 明治維新後の制度と流通の変化	11
第2節 大正の米騒動	13
第3節 食糧管理法の制定	17
第3章 戦後から現在に至るまで	18
第1節 物価統制令の解除と経営の多角化	18
第2節 食糧法の制定	20
第3節 米屋の衰退	23
第4章 米屋に聴く 江川忠志（江川米穀店）	25
おわりに	26
参考文献・ウェブサイトリスト	27

はじめに

日本人は朝、昼、夜と食事を摂る際、主食として何を食べるだろうか。パンやパスタ、米を食べるのではないだろうか。私の生まれ育った山形県は遥か昔より米の生産をしてきた、米の生産地である。しかし、今を生きる世代の米離れが進行していると私は感じる。

農林水産省の「米の消費に関する動向」¹によると、米の 1 人あたりの消費量は昭和 37 年（1962）の 1 人あたり年間 118.3 キログラムだったことがわかっている、しかし平成 17 年（2005）にはその半分近い数値である 61.4 キログラムまで減少しているのである。数値をみれば、米離れが進んでいることがわかるだろう。

それにより、今までの仕事の在り方を見直さなければならず、数を減らしている職業がある。私の実家でもある米屋である。

私の実家は祖父の代から米屋を営んでいる。戦争帰りの祖父が米屋を始め、父で 2 代目である。私が物心つく前から既に 2 代目である父が跡を継いでいた。休みの日にはよく父の後について行って米の配達を手伝っていた記憶がある。

祖父の時代は食糧管理法がまだ存在し、許可制と米穀通帳といった国の制度があったために一定の顧客を確保し続けていたが、父が跡を継いでからは国の政策の転換により制度が変わり始めた。スーパーやコンビニで販売することができるようになったことで売り手の幅が広がり、今や米屋に行くよりもスーパー等の方が安く売っているのである。米屋に米を買いにくるお客さんは子供の目から見ても徐々に減っていたように思う。

昔は法の後ろ盾もあって特権的商売だとも言われた米屋だが、法の改正とともにその優位性が失われ、現代においてはスーパーやデパートのみならず、コンビニでも扱っているのがおかしくない商品となり、数多くの米屋が、閉店や、転職を余儀なくされてきた。

私が論文を書こうと思った際、三原先生とも相談してこの米屋の歴史について調べようと決めた。自分の家のことを、今どのような状況に立たされているのか知りたかったからでもある。

本論文では安政 7 年（1860）年頃から平成初期（1990 年代）までの山形における米屋の成り立ちと制定された法律、政策によって米屋がどのような影響を受けて今に至るのか明らかにしていく。

調査対象を 1860 年頃から 1990 年代としたのは明治時代に入って法の整備が進み、新食

¹ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/pdf/1811d1.pdf> 農林水産省 「米の消費に関する動向」 より参考

糧法によって多くの米屋が廃業の危機に立たされるのが 1990 年代の頃だからである。

調査方法としては先行研究を主に行い、米屋の成り立ちから今に至るまでの変化と米屋に影響を及ぼした法律等を調べ、実際の数値としてどのように影響を及ぼしたか変化を調べていくこととする。また米屋を営む父へインタビューを行い、実際の米屋から見て、当時の米屋は法律や制度に対しどのように感じていたのか、調べていく。

以下、米屋の成り立ちから現代のような形式の米屋になるまでの変化について次のような章立てで迫っていく。

第 1 章ではそもそも米屋とはどのような仕事を行う職業なのか、現在の米屋と、近世の米屋とはどのような違いがあるのか、先行研究を主に明らかにしていく。

第 2 章では明治時代から昭和中期の頃までにスポットをあて、制度、法律の移り変わりに米屋はどのような影響を受けていったのか明らかにしていく。

第 3 章では昭和後期から平成初期のころまでについて、中でも米屋に大きな転換となった食糧管理法の廃止と食糧法の制定において米屋がどのような状況に立たされていったのか、明らかにしていく。

第 4 章では父へのインタビューをもとに米屋の視点からみた当時の生活や法や制度に対する影響はあったのか、明らかにし、結論へと進む。

第 1 章 現在の米屋

本章では米屋の概要と仕事内容について明らかにしていく。

第 1 節 米屋とは

「米屋」について『大辞泉』で調べてみると

米を売る店。またはそれを業とする人。米穀商。²

とある。

米屋と言って一般の人々が想像するのは、店頭にさまざまな種類の米が並び、その中から好きな米、好きなキロ数を買っていくといったイメージだろうか。また、米屋を営む父の話によれば、米の業者には、精米済みの白米で販売する白取り業者の店と玄米の状態で購入してから注文をもらってから精米して売り渡す玄米取り業者という形の 2 つの販売形態がある。

² 『大辞泉』より参照

白取り業者とは米の産地、または消費地にある工場で精米され、袋詰めされた米をそのまま販売する業者である。今のコンビニやスーパー等はこの形式であるといえよう。

玄米取り業者は精米する前の玄米の状態を米を仕入れ、自らの精米施設を使い、袋詰めされる前に、さまざまなブレンドをしてそれぞれの米の特性を生かしたオリジナル商品で米を販売したりする業者である。玄米とり業者にはつきたてで消費者に売り渡すことができるというメリットがあり、精米仕立てが売りになる。

精米の大まかな流れは、機械の種類により、米屋によっても工程が省略されていたりするが、大きく分けて 7 つの工程がある。米穀全般の卸売販売を行う「中山物産株式会社」の資料と山形大学農学部附属やまがたフィールド科学センターHP をもとに解説させていただく。

1 玄米の入荷 写真 1 玄米貯蔵タンク³



最初に米屋は卸売業者や、提携を結ぶ農家より玄米を受けとり、写真 1 のような玄米貯蔵タンクや袋の状態に保存する。

2 玄米の選別（石抜き作業）写真 2 玄米選別機⁴



³http://www.tr.yamagata-u.ac.jp/~fschp/syashinkan/kousyu/syukakugo/frame_syukakugo.htm 山形大学農学部附属やまがたフィールド科学センターHP より

⁴http://www.tr.yamagata-u.ac.jp/~fschp/syashinkan/kousyu/syukakugo/frame_syukakugo.htm 山形大学農学部附属やまがたフィールド科学センターHP より

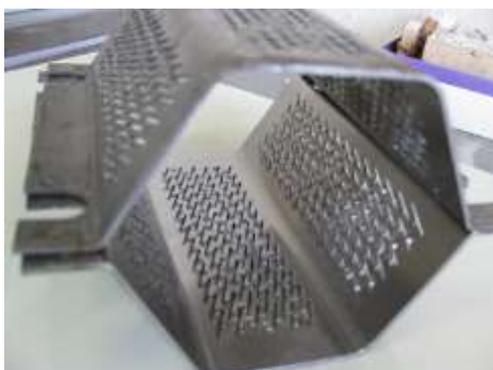
玄米の選別と書いているが玄米自体を選別するわけではない。玄米の中に混入している石や木片などの玄米以外の物を取り出すのである。米屋にとって販売した米の中に異物が混入してはトラブルの問題になる。写真2のような機械のほかに精米後にも同じような機械を使っており、二重の工程により小石などの混入を防いでいる。また、店によっては一粒一粒を丁寧に手作業で確認して虫に食べられている米がないか探す店もある。

3 精米 写真3 精米機⁵



混入物を取り除かれた玄米は精米機にかけられる。精米というのは米の外側についている茶色い部分、いわゆる米ぬかを精米機にかけてそぎ落とし、家庭で見るとような白米の状態に持っていくことである。機械の中には金属製のやすりのような部品（写真4）がついており、これによって玄米が白米へと精米されていくのである。

写真4 精米機内部⁶



⁵http://www.tr.yamagata-u.ac.jp/~fschp/syashinkan/kousyu/syukakugo/frame_syukakugo.htm 山形大学農学部附属やまがたフィールド科学センターHP より

⁶http://www.tr.yamagata-u.ac.jp/~fschp/syashinkan/kousyu/syukakugo/frame_syukakugo.htm 山形大学農学部附属やまがたフィールド科学センターHP より

4 小米抜き作業 写真5 振動網上を通過する米⁷



精米された米は振動網の上を移動し、次へ運ばれる。ここでは移動の過程で、一定の大きさより小さい米は網の大きさの関係で下へと落ちていく。そうすることで一定以上の大きさの米粒だけを確保することができ、商品として販売することができるのである。

5 白米石抜き選穀

ここで写真 3 と同じ機械に通し、再び石や屑などの米以外の物を除去する。二重工程によって異物の混入を防ぐことが目的ではあるが、最近の機械の精度は高く、ほとんど一回で事足りるのだという。

6 色彩選別 写真6 色彩選別機⁸



⁷http://www.tr.yamagata-u.ac.jp/~fschp/syashinkan/kousyu/syukakugo/frame_syukakugo.htm 山形大学農学部附属やまがたフィールド科学センターHP より

⁸http://www.tr.yamagata-u.ac.jp/~fschp/syashinkan/kousyu/syukakugo/frame_syukakugo.htm 山形大学農学部附属やまがたフィールド科学センターHP より

色彩選別では色彩選別機という機械を使い、白色ではない米を選別していく、白色ではない米は何かというと、主にカメムシなどの穀物を食する虫によって食べられてしまった米が黒く変色しているものである。

7 袋詰め⁹

玄米から精米された米は袋に詰められ販売される。販売に使われる袋は米屋によってデザインが異なり、それぞれの個性を出している。山形市の江川米穀店を例に紹介させていただく。

写真7 精米した米を入れる袋¹⁰



袋には使われた米の種類を示す原料玄米や製造販売業者又は精米工場が表示されている。これによって消費者にも解りやすい米の販売ができるのである。原料玄米の部分が空欄になっているのは、入れる米の種類によってその都度手書きで書かれる為である。

このようにして米は、玄米から米屋の手により糠を取り除き、消費者の手へと渡っていくのである。

ところで現在、米屋については、米の販売はもちろん煙草やお菓子に灯油、年末年始には餅を切り売りするイメージがないだろうか。店舗のほとんどは煙草や菓子などの嗜好品や、冬場には灯油、年末年始の餅の販売等を行い、米の販売だけでは営業していないと思う。もちろん米屋が最初から多種に渡って取扱っていた訳ではないだろう。

⁹ <http://www.nakayamarice.com/okome/seimai.html> 中山物産株式会社 HP より

¹⁰ 江川米穀店にて筆者が撮影

第2節 米屋のはじまり

では米屋の始まりとはそもそもいつの頃なのだろうか。

近世において米屋の職業を担っていたのはおそらく江戸時代の米問屋を始めとする米穀商だと思われる。後藤嘉一著の『山形米穀商業史』では江戸時代の頃より米穀商として記載されている。また、酒田市には「庄内米歴史資料館」があり、そこでは江戸時代の庄内を中心とする山形地域の米の流通と消費者に渡るまでの一連の流れを見る事ができる。

展示されている資料自体は平成5年頃(1993)の物であり少々古いが一消費者の立場からしてみればなかなか知る事のできない貴重な資料を見る事ができる。

まず、最初に目につくのは等身大の人形を使い、近世の米の流通の一端を表したジオラマである。米を作って持ってきた農家(当時の百姓)は、米倉庫に持ち込み、そこで国で定められた基準により質の良さを表す等級の検査がされる。そこで質の良い米から順に1等米から5等米に振り分けられる。この制度は現在にも残っており、現在では1等米から3等米で振り分けられている。

その他にも江戸時代の米屋等のジオラマや、米が作られ国民に届くまでの過程を表した展示もあり、当時の米屋の玄米から精米への作業風景や、米が作られる過程を知る事ができる。写真8は農家の作業風景の絵を筆者が撮影した。

一つ一つが手作業で丹念に米を精米している姿を想像することができる。

写真8 農家の作業風景¹¹



¹¹ 「庄内米歴史資料館」にて著者撮影

後藤嘉一著の『山形米穀商業史』には江戸時代の「米穀商」について、次のように書かれている。

藩政時代の米穀商は大きく分けて三つの種類があった。一つは地方領主の収納租税米（蔵米）を大消費地に運んで売り捌く「廻り米問屋」、次ぎは地方の郷倉などに入った貢納米や地方地主の手にある年貢米を買い入れて小売商や酒造家に卸し売りする大手の米穀商、そして一般消費者に一升二升ずつでも売る小売商とであるが、もちろんそれは厳密に職能がわかれていたわけではなく、卸売商人でも精白業と小売を兼ねていた者もあり、酒造家は必ずしも大手の卸売商人から買うばかりでなく自分でも農村に出かけて買い集めているし、小売商でも農民から直接一俵二俵の小口買集めもしていたのである。¹²

上記の内容から江戸時代の頃には米屋の前身となる職業の他にも関係する職があったことがわかる。

一つ目が各地にある領地より米を買い集め、江戸、大阪、京都という三大都市まで運び集積し売り捌く「廻り米問屋」である。米屋とはまた違うが、江戸時代において米を運ぶ流通の要となったのが、この廻り米問屋である。現代においては米の流通においてはトラックによる陸上運送や船による海上輸送、飛行機を使った航空輸送など様々な輸送手段があるが、当時、陸路はほとんど整備されておらず、馬や牛を使った輸送には時間もかかり対した量も運べなかったのである。そうすると当時最も活躍したのが舟による輸送だった。北前船による西廻り、東廻り航路の輸送ルートは陸路よりもはるかに早く多くの物資を運ぶことができた。その舟を使い、大消費地への米の買い入れから運搬、卸し売りを一手に担っていたのが廻り米問屋なのである。

二つ目の米穀商は廻り米問屋のような規模ではないが、3大都市とは別の地域や都市で米を買い入れ、それを小売商や酒造家に卸し売りをしていたとみられる。現代でいう消費者と農家の間をつなぐJAや流通業者のような職だろうか。単体では米を買い集められない小売商のようなどころにとって橋渡しをしてくれる米穀商は無くてはならない職だったと言えるだろう。

三つ目の小売商は消費者に直接販売を行っていたようであり、現代の米屋と同じような仕事をしていたと考えられる。米を買い集めてくる廻り米問屋や米穀商から米を買い、消費者に対して売る。現代のようにスーパーやコンビニがあるわけでもなく、当時米を主食

¹² 『山形米穀商業史』 p.21-22

としていただろう国民にとって小売商は無くてはならない存在だったといえるだろう。

この三つ目の形態が変化しつつも継承され、現代の米屋に繋がっていったと考えられる。

江戸時代の流通ルートについて、サイトの記述と写真 9 によって説明する。なお今回は山形に関連する奥羽米についてのみ言及する。

江戸における米の流通経路

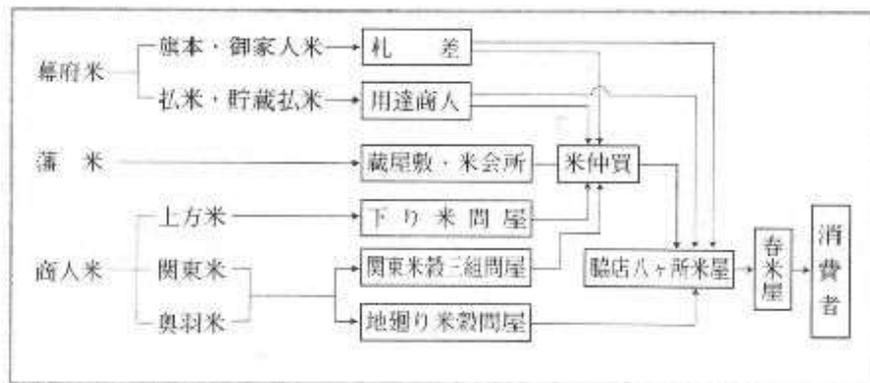


写真 9¹³

奥羽（今の東北）で買い取った米を廻り米問屋が運び、米穀問屋が地方の米穀商へと卸し、春米屋（今でいう小売商）へ卸し、消費者の手へと渡っていた。

ちなみに現代ではおおよそ3つの流通ルートに分かれている。¹⁴

1つは、生産者 → 政府（備蓄） → 販売事業者等 → 消費者 という一度政府の緊急時等の備蓄米として保管され、それから販売事業者等の手に渡り、消費者に販売されるルートである。しかしこのルートはどちらかというと、消費者よりも加工用米としての用途に使われることが多く、焼酎や味噌に使われる加工用玄米が不足した時などに適宜解放されることがあるようである。¹⁵

2つ目は生産者 → 出荷事業者等 → 販売事業者等 → 消費者 のルートで、JA等の出荷事業者から米屋やスーパーなどの販売事業者の手に渡り消費者の手に渡るルート

¹³ 「流通の歴史と未来のブログ」に掲載されていた『小石川と本郷の米物語』の写真より引用 <http://blogs.yahoo.co.jp/jiigijigii/folder/30777.html?m=lc&p=4>

¹⁴ http://www.maff.go.jp/j/study/ryutu_system/01/pdf/data8.pdf 農林水産省 HP より

¹⁵ http://www.maff.go.jp/j/seisan/pdf/pdf/1_1_hanbai_annai.pdf 農林水産省 HP より参照

である。

3つ目は生産者 →消費者 と直接生産者(農家)の手で消費者に販売されるルートで、現代だとよく目にする直売所などでの販売がこれである。間に業者を挟まない為に一番コストもかからず、生産者の手から直接買うことで信用のおける売買ができていないかと思う。

このように、現在主に3つの流通ルートができていますが、どのような経緯を経て現代の流通ルートへと変化していったのだろうか。第2章で、明治時代からの米屋がどのように変化していったのか、法律の制定と改正と共に見ていく。

第2章 近世の米屋の発展

本章では明治時代(1860年代)から昭和前期(1940年代)における法律と制度の変化について言及しながら、米屋がどのような影響を受けたか推察していく。

第1節 明治維新後の制度と流通の変化

江戸時代以降米屋の前身となった米廻り問屋等はどのような経緯を経ていったのか、一番大きいのは流通ルートの変化である。江戸時代には一大消費地として日本各地から三大都市に米を運び込み、米穀商は各地の小売商に物品を卸し小売商が一般消費者に売るという一連の流れができていた。

それが明治維新に入り、政治の機関が江戸幕府から明治政府に変わった事で、政策、法律等の根本的な部分から改革が成された。『山形米穀商業史』によれば

明治維新により農民を収奪する領主というものが無くなり、自作農民は政府に対して地租を現金で納めるようになり、小作農民は地主に対して現米を納めたが、余裕のある者は自から米を販売して生計立てるようになったので、急激に米穀商業が盛んになった。地方の大手筋の米穀卸売商人は以前ならば領主の指定した郷倉に集積された米を買えばよかったのだが、明治になっては自から生産農民や地主から買い集めなければならない。そのためにはこれを集荷する仲買人が発生した。また卸売や仲買人は村々の一軒一軒の農家(地主)まわって買い集める「買子」というセールスマンを雇わなければならなかった。相場の変動の激しい米穀を扱うので、これらの買子は「目早」などとも呼ばれ、たえず相場の先き行きを注意しな

がら米を買い集めるのである。¹⁶

明治初年の中小農家では小作納米や自家飯米の外に販売のできる米は僅かなもので、それを売るとなれば駄馬に積んで町に出なければならず、山間地帯では、二、三俵の米を売るにも小一日を費やさなければならぬという有様だったから、これらの農家をまわってあちらで一俵、こちらで二俵と買い集め、庭先で現金をおいてくる買子というのは無くてはならない存在となった。殊に町の米穀商や仲買人は生産農家に対しては米を買うばかりではなく、多くは肥料商を兼ねている業者は自作農や小作農に対して肥料の前貸しをし、秋の収穫米で決算する方法や、または現金で前貸しすることなどもあって、農民とのつながりは深いものがあつた。その反対に地主や自作農からは現米を受けとり、決済は後にすることもあって、その時の相場によって損をすることも、得をすることもあつた。ともあれ明治維新によって米は純粋な商品と化し、それに伴い米穀取引は非常に複雑となつてその間には米穀商人の活躍が起り、幾多の興亡をくりかえした。¹⁷

明治維新によってまず、農民が余剰分を使って自ら売り、生計を立てるようになった。逆に大手の米穀商は今までは地方領主等から買い取ればよかつたのが、買うことができなくなり自ら米を買い集めなければならなくなつたのである。そこで活躍したのが仲買人と買子という2つの職種である。

仲買人とはその名の通り大手の米穀商の代わりに各地で米を買いとって行く職業である。大手の米穀商には各地を回るだけの資金や地理的な知識もなく、今までのように安定して買い集めることができなかつた。それを仲買人が仲介するようになったのである。仲買人が集めるといっても少量ずつでも各家や集落を回らなければならなかつたのである。

そこで発生したのが買子という職である。買子は仲買人のかわりに各集落を回り、百姓たちから米を買い集めてくるのである。特に現代のように一度で多くの米を運ぶ技術も道の整備もされてないために農民が何日もかけて持って行くよりも、各地を回り買い集めてくる買子達はかなり重宝されていたのではないだろうか。しかも買子達は農家に直接現金を置いていってくれるため、農家からすれば移送の手間も省け、現金もすぐに手に入ることができた。また買子や仲買人はだいたい肥料商を兼ねていることが多く、肥料の前貸しを行つたりと、もともと百姓との繋がりが深い者が多かつた為に円滑な生産者とのコミ

¹⁶ 『山形米穀商業史』 p.22

¹⁷ 『山形米穀商業史』 p.23

ユニケーションがとれた。以上のことから当時の米穀商売にはなくてはならない職になっていったのではないだろうか。¹⁸

明治時代にはいくつかの米に関する法律や制度が制定されている。これらのほとんどは成立間もない明治政府の国家資金の確保や飢饉などの発生によって国民への救済を目的としている。一部例示すると、

明治9年(1876)10月 「預かり米制度」¹⁹

この法律は納税分の半額に値する米穀を政府に預けることで納税金に充当し、一定期間内において米価が高騰した時にこれを売却して需給のバランスをとろうとしたものであり、維新後、今まで納税としていたものが米から金銭による支払いに変わったのだが、当時の百姓のほとんどは貨幣を持っておらず、支払うことが出来なかったのである。そのための救済策として金銭の代わりに米による納税を認め制定された制度である。

同 11年(1878)5月には「備荒貯蓄法」²⁰

この法律は地租割に一定金額を公儲し、これに政府からの補助金を加えて府県で管理し、この金で米穀を買入れ、不時の災害や凶作によって生活に困窮するものがあれば、これを救恤するというものであり、江戸時代にも当時の米の作付技術はまだ発展途上であり、天候の変化や、日照の変化によって生産量は大幅に低下することも頻繁にあったため、すぐに飢饉に合うことも少なかったのである。そのための救済のために制定された法律であると考えられる。

米屋に対してというよりは国の財源確保であったり、飢饉などへの対策としての法整備が主に進められていたようである。そのため、米屋に対しては直接的な影響はなかったと思われる。時代はそのまま明治から大正へと変わっていった。

第2節 大正の米騒動

大正7年(1918)に全国的に米騒動が起こった。その要因の1つに大正3年(1914)に勃発した「欧州大戦」がある。大戦の影響により日本の輸出の主要品目であった生糸等が停滞し、産業界に大きな恐慌を起こした。また、需要の低下により金融界が沈滞する事となり預金者の間に銀行不信がおこりはじめた。

¹⁸ 『山形米穀商業史』のp.22を参考にした

¹⁹ 『山形米穀商業史』p.58を参考にした

²⁰ 『山形米穀商業史』p.58を参考にした

そのような中、一部の海運業の大幅な発展によって発生した「成金」の人間が大正 6 年（1917）の頃から米の買い占めに走った結果、一般消費者の元に米等の食糧が行き届かなくなり、それに不満をためていた市民が米穀商と豪農の邸宅に強行的に乗り込み、米の安売りを強要した事から、全国的な米騒動へと発展した。要するに今まで経験したことの無い空前の大戦による景気の変動により、インフレとなり、物価は軒並み暴騰した。米価格は特にひどく、それが米騒動の発端へと繋がっていったのである。

こうして全国的に広がっていった米騒動であるが、山形県ではどうだったのかというと、県の行政の努力あってか大きな暴動には至っていない。当時の警察組織が厳重な警戒態勢を敷いたのと、生産地が多い山形ということもあって、そこまで影響は出なかったようである。

国民の生活が安定せず、米騒動のような騒ぎを防ごうとした政府は大正 10 年（1921）「米穀法」を制定した。これは米価の大幅な変動による国民生活への影響を抑えるため、政府による米の需給関係の調整を定めた法律である。大正 14 年（1925）4 月には「米穀需急調節特別会計法」という法も制定された。大正時代前半の米価は元年から 2 年（1912-1913）には高価で 3 年から 5 年（1914-1916）にかけては低落し、7 年（1918）、8 年（1919）には未曾有の暴騰によって騒動が持ち上がるなど、米穀の価格が激変し、経済や生産物資の価格にも影響を与える等不安定さが露呈していた。そのために 2 つの法律を制定し、米穀の価格を国が管理することで米価格を国がコントロールし、国民生活を安定させていくという方向性へとむかったようである。変わった点としては 2 つある。1 つは政府による米の買い入れ、売渡し、加工、交換または貯蔵の実施が行われるようになったこと。もう 1 つは米穀の輸入税の増減・免除、または輸出入の制限を実施するようになったことである。

制度や法律に変化はあったものの、米屋自体にとっては販売の形態などに特別変更があったわけではないようで、大正の米騒動以降は特に大きな障害等にあうこともなく昭和へと移っていったようである。

昭和時代に入り、日本が外国との戦争に関わるようになってから合わせて法律も形を変えてきた。昭和 8 年（1933）には「米穀法」に変わり「米穀統制法」が制定された。その事情について見ていこう。5.15 事件の発生から斎藤実内閣による「準戦時経済体制」が発足したことにより、農村に対する救済策が取り上げられるようになった。『山形米穀商業史』では次のように説明している。

これは従来の政府の米穀政策は主として地主層および米穀取引業、さらに都市消費者を対象として価格の調節に重きをおいたものであったが、これを生産者保護を目的とする米価の維持により救農的性格を持った米穀政策へと意図したものであった。²¹

この法では今までは手を出すことができなかった外国からの輸入米に対する米の価格調節等を可能にするなど、政府による価格統制を目的とした法律であったようである。

また、この法律の制定には次のような背景があった。昭和6年(1931)に満州事変が発生し、国際連盟において常任理事国だった日本は昭和8年(1933)の国際連盟総会で日本軍の撤退を求められ、日本は同年国際連盟を脱退することとなった。以降日本は戦争への道を行くこととなるのだが、この法律の制定も今後起こりうることを考えてのことだったと考えられる。

さらに昭和14年(1939)、「米穀配給統制法」が制定された。この法律は従来の米穀の供給面に対する作用だけではなく、配給消費についても規制を設け、一本化して国家によって直接管理することを目的とした法律であると考えられる。

なぜ国家が直接管理して、配給消費を一本化しようとしたのか、それに関しても日本が戦争への道を進んでいたからである。2年前の昭和12年(1937)に日本は日中戦争に入り戦争状態となっている。それにより国家総動員法を制定し、国家統制の道を行くために米穀関連に関してもこの米穀配給統制法の制定によって米穀統制法を補強、国家による直接管理を目的としたようである。『山形米穀商業史』には「米穀配給統制法」によって起こった状況を次のように記している。

この法律によって全く画期的な特徴を持ったのは米穀取引所を廃止して新たに国策会社たる「日本米穀株式会社」を設立し、全国必要な場所に正米取引を主とする市場を開設させ、一定の基準の下に取引をさせるということで米穀取扱者に対しては許可制を設け、また売買・譲渡・使用に関しても米穀の配給統制上必要な命令を下し得ることとした。すなわち米穀を投機の対象とする精算取引はこれによって完全に姿を消すことになり全く政府の定めた国策会社によって米穀の需給・価格の構成が行われることになった。このことは従来の米穀業者の機能を奪うことになり、殊に米穀の集荷・供給については全く産業組合を母体とする「全国米穀販売購買組合連合会」のみが担当して売手となり、商人の介入を許さないことになる

²¹ 『山形米穀商業史』 p.72

ので、米穀業界には猛烈な反対運動が起こった。²²

この法律の制定により、多くの米穀業従事者には今までの職業を奪われたに等しい状況に追いやられ、多くの反対の声が上がった、政府の下で一本化して米穀の流通等を直接管理するのである。市場の開設により一定の基準が設けられ、米穀業者において決めることもできなくなり、従来の職業の多くは転換を迫られたのである。反対しない者はほとんどいなかったであろうことが想像できる。

しかしその業界の中で唯一といってもいいほど反対もせず、むしろ多くの利潤を得ることになった職業がある。小売業者である。小売業者だけはむしろ免許制という都道府県知事による承認がなければできないという好待遇を得ることができたのである。自らの職業が擁護されるとあれば反対する者はほとんどいなかったのだろう。むしろ歓迎さえしていると『山形米穀商業史』にはある。

しかし小売業者はむしろ国策会社の設立を歓迎する傾向があった。すなわち小売業者の免許制によって職業が擁護されることが明らかになり、また商業組合単位に団体加入が認められ、国策会社の市場に自由に出入りして、卸売を経由しないで商品が入手出来るし、かつこの法律によって産業組合は白米小売をしないことが明らかになった等で、従来の取引所、卸売関係業者が激しい反対運動をしたのに対して、小売関係商業組合は冷静に成行きに順応する姿勢にあった。²³

上記のように小売業者は免許制によってみずからの職業が擁護されることが保障され、また、商業組合単位での団体加入が認められ、国の運営する会社の市場への自由な出入り、卸売を経由することなく商品となる米を入手することができた。米屋等の小売業者がこの頃から多くの利益をあげることができたのはこの法律があったからである。

米穀配給統制法によって安定した供給と収入を得ることができるようになった米屋だが、この法律とともに米屋を有利に導いた制度がある。それが昭和 16 年（1941）から実施された米穀配給制度と米穀通帳である。

米穀配給制度²⁴とは、供出制度²⁵（農民から米麦、雑穀等の主要食糧の一定量を、政府の

²² 『山形米穀商業史』 p.92

²³ 『山形米穀商業史』 p.92

²⁴<https://kotobank.jp/word/%E7%B1%B3%E7%A9%80%E9%85%8D%E7%B5%A6%E5%88%B6%E5%BA%A6-867578#E7.99.BE.E7.A7.91.E4.BA.8B.E5.85.B8.E3.83.9E.E3.82>

定める価格で強制的に政府が買い上げる方式の制度)で集めた食糧を政府が運営する流通を取り扱う食糧営団の手で配給に必要な通帳(米穀通帳)を使って消費者に配給する制度である。米穀通帳ではそれぞれの国民の配給事業者や数量が決められており、それにより米屋は必ず一定の利益を上げることができたのである。また当時における身分証明書の代わりにもなっていたという。この法律は戦後においても廃止されることなく続き、長らく米屋を繁栄させる要因にもなったと考えられる。

第3節 食糧管理法の制定

昭和16年(1941)に日本は太平洋戦争に突入し、食糧の確保など戦争への対応をしなければならなかった日本は昭和17年(1942)に「食糧管理法」通称「食管法」を制定した。

戦時中ということもあり食糧の安定した確保と国民、軍への供給の必要が生じた政府は「食糧管理法」を制定し、今までの民間の流通ルートに対してある程度規制するのではなく、一切の商業行為を禁止したのである。『山形米穀商業史』によれば

太平洋戦争の勃発によって戦争は拡大長期化して、資材と労力の不足から生活必需物質はいよいよ窮迫をつけ、国民食糧についてはこれまでもいろいろの臨時措置の法令などによって統制されてはきたが、いよいよ全面的な国家管理の必要が痛感されるに至り、昭和一七年(二月二十一日)に至って「食糧管理法」が公布された。この法律によって主要食糧の国家管理体制は徹底的に強化され、まずその配給機構においてこれまで認められて来た商業行為の一切が封殺され、同時に非常用の食糧貯蔵が実施されたことによって日常国民主食は一層の払底を告げるに至った。²⁶

食管法が成立された裏には当時の社会に対する不安をもつ国民の運動があったことと、その運動に対してその都度対応をとってきたという繰り返しがあつた、その不安が一つの騒動として表面化したのが1918年の米騒動である。これまでの臨時的な法の変更・修正だけでは解決しきれない問題として新たに政府は1921年に「米穀法」を制定、これを基盤として1933年の「米穀統制法」、そして1942年の「食糧管理法」を制定している。

昭和17年(1942)に制定された食糧管理法は米、大麦、裸麦、小麦などを政府が一度買

A4.E3.83.9A.E3.83.87.E3.82.A3.E3.82.A2「日本大百科全書」を参考にした。

²⁵同じく「日本大百科全書」を参考にした

²⁶『山形米穀商業史』pp.100-101

い集め、配給制度によって国民全体に行き渡らせるようにするのが目的であった。この法により、米の流通に関する商業性は完全に否定されることになり、国家機関としての食糧営団へと移り変わることになる。

この法律においては流通経路が全て生産者から政府を経て、消費者へと渡るルートのみ限定され、生産者は政府売渡義務と、流通面の集荷業者、卸・小売業者を公平に配給するための機関と位置付けられた。

しかしこの法律はあくまで戦時下の食糧が絶対的に不足することを前提としていたため、それぞれの国民に満足いくほどの食糧が提供できるはずもなく、国民の不満を増加させた。そのことから闇取引と呼ばれる配給以外での食糧の調達を行おうとする行為を誘発させることとなり、闇米などの闇取引による食糧が裏で流通することとなった。

この食糧法の制定以降、昭和 56 年（1981）に改正されるまで 40 年もの間、存続し続けることになった。

第3章 戦後から現在に至るまで

昭和 20 年（1945）に終戦を迎えた日本では戦後においても米に関する制度、流通は食糧管理法の状態を維持していたのである。国自体が疲弊し、男手も足りない状況では農産物の生産量もすぐに増えるということはなく、外国からの食糧の輸入等も行われていたものの、米の生産自体はほとんど足りてない状況にあったのではないかと考えられる。

第 1 節 物価統制令の解除と経営の多角化

やがて日本経済は経済成長に向かっていった。成長するにつれ国内の食糧事情も好転してきた。米はむしろ余剰分が出る事態になった。国産だけでなく外国からの輸入米もあるため米は減るどころか増える一方であった。それに伴い国産米の価格が低下、今まで通りの米の販売だけでは経営が成り立たなくなるのではないかと考えた結果、米穀だけではなく取り扱う商品を増やすこと、そして経営に対して柔軟な対応ができるよう、近代的考え方に対応できる若者の協力が必要との認識に至った。そのため、山形では昭和 31 年「さざなみ会」という青年部会的な組織を立ち上げることで若者の経営への組み込みを図ったとみられる。

日本経済の高度経済成長とともに食糧事情も好転し、その配給業務民営もようやく軌道に乗ってきたが、

一面、国民消費生活の向上にともない、従来の米穀配給業者も単に食糧の小売のみでは経営の前途に不安を感じるようになり、取扱商品の多角化、自由経済に即応すべき経営の合理化が要請されるに至り、そのためには近代的感覚を持つ青年層の奮起協力が絶対必要となってきた。

山形米商協組合では以上の見地から、組合員たる戸主の外に、家族、従業員を打って一丸とする組織作りについて研究を重ねた結果、差当り青年部会のような別働組織をすることになり、昭和三十一年一月一日「さざなみ会」を組織した。²⁷

こうして米以外の販売にも手を広げようとした米屋だったが、その約 15 年後の昭和 47 年（1972）には「物価統制令」から小売米が適用除外されたため、小売米の自由価格競争ができるようになり、米屋は自ら価格を決めて販売を行えるようになった。物価統制令とは昭和 21 年（1946）に施行された物価統制の基本法令であり、戦後のインフレ対策として施行された。価格の最高額の指定、暴利行為の禁止、不正取引の禁止、価格表示等について規定されていた。²⁸樋口修の「経済分野における規制改革の影響と対策」より引用すると

当時、米の小売価格は、物価統制令により規制されていたが、不正規流通米のヤミ価格販売等が発生し、価格規制の乱れが顕在化していた。前述のように、自主流通米の価格は、集荷業者と卸売業者の公渉で決められるため、政府が末端の小売価格を統制することは困難であり、したがって、自主流通米の小売価格は、物価統制令の適用から除外されていた。このため、米の過剰基調の下で、自主流通米の比重が拡大するに従い、米の小売価格の統制は実効力が低下し、昭和 47 年 4 月 1 日には、政府米の販売価格（消費者米価）も、物価統制令の適用から除外された。これに伴い、米の小売価格は自由に決められるようになった。

29

物価統制令の下においても米の小売価格はヤミ米の販売等によって規制しきれていない状態にあった。また、正規流通米に関しても、政府が小売価格等の末端価格については手出しすることができなくて、政府による価格統制が難しくなった結果、小売価格の規

²⁷ 『山形米穀商業史』 p.195

²⁸ デジタル大辞泉を参考にした

<https://kotobank.jp/word/%E7%89%A9%E4%BE%A1%E7%B5%B1%E5%88%B6%E4%B%A4-125079#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89>

²⁹ 国立国会図書館調査及び立法考査局調査資料「経済分野における規制改革の影響と対策」の中の樋口修著「米制度」より引用

<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2009/200886/10.pdf>

制を統制令から除外することになったのである。そのため、店舗ごとによる自由な価格決めが可能になり、価格競争が激しくなっていたと推察される。また、後藤嘉一著の中で「従来の米穀配給業者も単に食糧の小売のみでは経営の前途に不安を感じずようになり、取扱商品の多角化、自由経済に即応すべき経営の合理化が要請されるに至り」とあるように、経営の多角化により、取り扱う商品を増やす動きが出始め、現在の米屋のような、米以外の商品を取り扱うようになったと考えられる。

その後、いくつかの細かい制度の改変をしながらも食糧法は維持し続け、平成 6 年(1994)に食糧法が制定されるまでその制度は維持されることとなった。

第 2 節 食糧法の制定

平成 5 年(1993)に例年になく大凶作に見舞われた日本は平成の米騒動へと発展した。その中で、同年の UR 合意及び、平成 6 年(1994)食糧法の制定により食糧法は廃止になることとなる。

平成 5 年(1993)の UR 合意(ウルグアイ・ラウンド合意(農業交渉))により、日本では MA 米を受け入れることとなったが、これは同時に食糧法の米輸出規定に矛盾することとなった。MA 米というのはミニマム・アクセス米といい、ミニマム・アクセスとは最低輸入機会といわれる、高関税による輸入禁止を撤廃させることが目的で作られている。UR 合意の中で米に関する関税化の特例措置である輸入米を MA 米と呼ぶ。

MA 米の背景には、関税自由化により、世界との価格競争力を持たない米の保護のためにうちだした特例措置だったのだろう。しかしその代わりとして米に関しては他の品目よりもより厳しい輸入枠を受け入れることとなった。そのため政府は昭和 17 年(1942)から 53 年もの間続いた食糧法を廃止し、平成 6 年(1994)年、「主要食糧の需給と価格の安定に関する法律」通称「食糧法」を制定することとなった。この食糧法は、主に次の 3 点が食糧法と違っている。

- a) 米政策への市場メカニズム導入強化を目指していること(自主流通米が主体、流通の多様化、業者の登録制、価格形成の市場メカニズム強化など)
- b) 米の恒常的輸入を前提とした米需給の体系であること(国内需給の如何にかかわらず MA 米を受け入れる)
- c) 米の需給と価格の安定について国の責任を著しく軽減するものであること(政府は備蓄・輸入米の運

用のみ、生産者の自主的判断と取り組みの強調など) ³⁰

この3つの特徴はそれぞれ独立したものではないと北出敏明氏は著書、『日本農政の50年』で語っている。氏は著書の中で

これら3つを結び付けているものはUR合意によるMA米受け入れのための国内体制整備であるということである。当初食糧法の改正案もあったが、それだけでは今後のMA米には対応が不十分であるとして、新たに食糧法制定に至った、、、〈後略〉

と述べており、食糧法の制定の裏には日本が外国産の米を受け入れる為の法体制を整える必要性にかられたためだと推測される。これは法律の条文からも読み解くことができ、第1条の食糧法には米の需要と価格の安定は輸入米も含めて行うこと、と、はじめから明記されている。

また、同書には

食糧法が制定されたのは太平洋戦争が開始された直後の1942年である。これが制定されるまでには明治初期からの臨機応変的対策期を経て1921年に「米穀法」が制定され、その後「米穀統制法」(33年)などの恒久的対策期の長い歴史があった。〈中略〉。そうした重要な転換であったが、(食糧法に関しては)MA米の受け入れを最優先したあまり審議期間がわずかで、米の生産、流通、価格など本来の政策内容は十分に検討されることはなかった。制定されて間もないにもかかわらず食糧法の矛盾が露呈することになっているのは、そのためである。³¹

とある。明治のころから何度も改変してきた米政策の理念や体系を受け継いできたものが食糧法であり、100年以上にわたって受け継がれてきた政策が、新しい食糧法によって大きく方向修正をする転換となったのである。しかし氏の著書の中でも書いてある通り、輸入米に対してばかり焦点を当てていたせいも、MA米の受け入れ以外の日本側にとって肝心の生産、流通、価格などについてはしっかりと検討されることはなく、それは米穀従事者にその余波が及ぶことになったのだろう。具体的には、外国米との値段の格差や販売にお

³⁰ 『日本農政の50年』 p192

³¹ 『日本農政の50年』 p.185

ける政府からの販売方法の指示など、米穀従事者にとって不本意な外国米の参入を許す結果となった。

また、同時期に発生した「平成の米騒動」と呼ばれる一連の騒動も食糧法への一つの契機となったのである。『日本農政の 50 年』によれば

この期間の農業政策に重要な影響を及ぼしたのものとして「平成米騒動」を無視するわけにはいかない。これは 93 年産米の作況指数が 74 という大凶作となり、米価が暴騰したために起きた現象であった。この米価の暴騰を抑制するため食糧法による米の需給と価格の安定を求める意見が強まったが、米の販売業者のなかには一攫千金を狙った買いだめや売り惜しみをを行う者も出現し、小売店から米が消える現象さえ生じた。生産者の間にも独自販売が多くみられ、米の流通は大きく混乱した。³²

93 年、それまで安定して米の生産が行われてきたが、いきなりの大凶作に見舞われたのである。そのため米の価格が暴騰した。販売業者の中にはその暴落を利用して買いだめを行ったり、売り惜しみをを行う者が増えたために米屋などの小売店から米が消え、国民に米が届かない事態となったのである。これを解決するためにも米価の暴騰を抑えるために食糧管理法を改定し、米の需給と価格を安定することで国民の不安を解決するべきではないかとの意見も出るほどであった。米屋で米が買えなかった者の中には農家から直接買おうとする者もあらわれた。しかし、騒動はこのままでは終わらなかったようである。

『日本農政の 50 年』によれば、

このため政府はアメリカ、中国、タイなどから合計 250 万 t 以上の米を緊急輸入したが、この輸入米の一部に変色米、カビ米、異物などが発見されたため社会問題となった。政府はこの事態を解決すべく 94 年産の生産調整目標を緩和し、復田政策も実施したのである。

結局この「平成米騒動」は 94 年産の作況指数が 109 の史上空前の豊作となったため解消した。しかし「今度」は緊急輸入した米の売却残および復田とその後の 4 年連続した豊作による生産増に加えて MA 米の輸入も 95 年から開始されたため、米需給は一気に過剰基調となったのである。³³

政府は足りない米を補うため、アメリカとタイ、中国から外国米を輸入し、需給の安定

³² 『日本農政の 50 年』 p.185

³³ 『日本農政の 50 年』 p.185

と米価格の暴騰をおさえようとしたのだが、肝心の米に問題があったのである。米の中には新鮮な米だけではなく保存の方法が悪くカビの生えた米や、異物が混入したままの米が多く発見され、社会問題へと発展したのである。これを販売させられたのは米屋などの小売業者である。米屋にとっては、非常に苦しい立場に立たされたのではないだろうか。³⁴

この一連の米騒動は次年度の米が豊作になったことと輸入米の増加も重なって、むしろ、供給過多となったのである。また、この騒動が契機となり、食糧法の改正の声を強くし、米の流通を自由にしようという動きを強めることになったのである。

また、食糧法の制定により米屋は今までの流通形態や米穀通帳による顧客を失うことになった。

第3節 米屋の衰退

食糧管理法の制定以降、昭和44年（1969）に配給制度の改善のために政府指定の登録制から都道府県知事からの許可制に変わり、ある程度の新規業者の登録を増やしたが、許可制という特殊性から業者が増えることもなく、国民の当時の主食がほとんど米であったため、大きな利益をあげていた。しかし、食糧法へと変わり届出制になったことで、新規参入の条件が大幅に緩和され、販売業者の増加へと繋がった。もともと食糧法の時は販売業者になるためには都道府県知事による許可制となっており、容易に業者が増えることはなかった。

また同年には自主流通米制度³⁵がスタートし、44年度米から流通が政府の備蓄などに充てられる政府米と農業協同組合などを通じて登録卸売販売業者（米屋）に売り渡す自主流通米の2つの流通ルートが構築されることになったのである。それにより米の流通・販売は大きな転換を迎えることになったのである。

それまで安定して収入を得ていた米屋は食糧法の規定で新規参入への道が登録制と変更し、大幅に緩和されたことにより、新規参入が増加する事態となった。氏の著書の中では、

そのはじめての新規登録は96年6月に行われた。その結果、集荷取扱業者は登録申請前と変わらないが、

³⁵ 『日本大百科全書』より参考

<https://kotobank.jp/word/%E8%87%AA%E4%B8%BB%E6%B5%81%E9%80%9A%E7%B1%B3-73327#E6.97.A5.E6.9C.AC.E5.A4.A7.E7.99.BE.E7.A7.91.E5.85.A8.E6.9B.B8.28.E3.83.8B.E3.83.83.E3.83.9D.E3.83.8B.E3.82.AB.29>

卸売業者は 1.24 倍 小売業者は 1.88 倍に増加した。[中略] 一方小売業者についてみてみると、コンビニやスーパーに加え酒・たばこ販売店、日用雑貨・食料品店、ガソリンスタンド、肥料・農機具・農薬販売店、運送業者など、地域に存在する多様な業者が新規に米流通に参入するようになった。³⁶

このように地域の様々な業者が新規に大量参入したことで、小売業者は急激な競争状態に巻き込まれた。

また前制度では米穀通帳などのアドバンテージがあったものの、食糧法になったことでその制約もなくなり、地域への豊富なアプローチを持つスーパーやコンビニなどの新規参入、大企業の参入によって中小企業の経営が圧迫したことにより従来あった米屋は廃業に追いやられていくことになった。

また、卸売業者も小売業者も今まではほとんど特定の買い入れ先があったが、食糧法の制定により、卸売業者と小売業者との結びつきの制限がなくなり、小売業者にいたっては販売先、販売方法等の制限が無くなったことから従来米屋には不利な条件が重なったといえよう。特に、複数の都道府県をわたる営業活動を規制していた営業区域規制の大幅な緩和は、大手チェーンの参入を容易くしたのである。当時の「食糧月報」の登録業者数の推移の統計データによると

表 1 小売業者と販売登録者数の推移（『食糧月報』の統計より江川作成）³⁷

		業者数	販売所数
平成 8 年（1996）	6 月	110,352	175,973
平成 9 年（1997）	6 月	114,030	183,770
平成 10 年（1998）	6 月	115,830	188,387
平成 10 年（1998）	12 月	116,469	190,078
平成 11 年（1999）	6 月	93,154	154,134
平成 11 年（1999）	12 月	94,415	157,285
平成 12 年（2000）	6 月	94,100	158,420

平成 8 年(1996)年と平成(1997)年を見比べてみると登録業者数が大きく増加していること

³⁶ 『日本農政の 50 年』 p.197

³⁷ 『日本農政の 50 年』 p.198 中の『食糧月報』の資料より引用した。

が分かる。これは新たに大手のスーパーなどの参入が大量に発生したことを表しているといえる。

数値だけを見ると 98 年を境にあまり変動が見られなくなっているが、これは新規参入の増加に比例して今まで営んできた業者が年々廃業に追いこまれているからだと考えられる。米屋が米を売るだけで収入を得ていた時代は終わったのである。特にスーパーの参入は大きい、販売の主体となるのが米の米屋と、米以外も販売し、米を利益の対象とする必要がないスーパーでは、米を安く販売できるのである。しかも昔ほど米の質に差が無くなった今は、消費者は安い方へと傾く。こうして米屋は平成に入り、衰退していったのであろう。

第 4 章 米屋に聴く 江川忠志（江川米穀店）

今回の調査にあたり山形市で米屋を営む、江川忠志より聞き取りを行った。

（2014 年 9 月 14 日 江川忠志宅にて）

忠志さんは昭和 52 年までは別の仕事を行っていた。しかし忠志さんの父が病に侵され、父が営んできた米屋を、山形に戻って継ぐこととなった。

最初に、いきなり仕事を継ぐことになった当時の心境を聞いた。

忠志さんは、「元々就いていた仕事とは異なるので、しばらくは戸惑っていたが、一生懸命やるしかないと思い、がむしゃらだった。」と語った。仕事を継いだ当初は戸惑いと、それをかき消すように仕事に打ち込んでいたことがうかがえる。また、仕事を継いだ昭和 52 年頃は食糧管理法の時であったため、一定の顧客を維持することはできていたと考えられる。

次に食糧管理法の存在した時とない現在とで変わった所はどこか、聞いた。

「食糧管理法のあった当時は私達米屋には利益幅が約 1 割あった。また、米屋自体が許可制だったため、安定した利益を上げる事ができていた。今と違って、個人の資格がなければできなかった事は大きかったと思う。」とのことだった。やはり食糧管理法下における米屋の優遇は大きかったのだと思われる。現在のように誰でも申請すれば通るようなものではなかったからこそだろう。

では、法が変わる前後で、どのように変わったのかを聞いてみた。

「大体平成元年（1989）の頃だったと思います。まず、許可制が登録制へと変わり米の販売をスーパー等でも行おうという動きが出てきたんです。私達も米屋同士で協力しあい阻止する為に皆で県庁に陳情したりもしましたが、聞き入れられませんでした。」

確かにその6年後の平成7年(1995)には食糧法が制定され、県の動きもそれに合わせたものだったのだろうと考えられる。今まで米屋だけに集中してきた販売ルートを外部にも増やそうとしていたのだろう。他にはどのような動きがあったのだろうか。

「それからはスーパーで米が販売されるようになりました。ですが当時はまだスーパーはあくまでテナントを貸すだけであって、米屋がそこに出張して販売する、といった形でした。」今のようにスーパーなどで米が売られるようになった時、最初の頃はスーパーが届出を出しているのではなく、資格を持っていた米屋に場所を貸す形での販売のようであった。スーパーが資格を持つまでの繋ぎだったのだろうか、この販売形態は長くはつづかなかったようである。

どのくらい続いたのか聞いてみると

「2、3年もしないうちにそれも変わりました、今のスーパー自体が権利を持って販売する形になりました。」やはりスーパー側の準備ができるまでの繋ぎとして、米屋にテナントを貸し与えていたのだろう。おそらく、それと同時に米屋の売り上げが落ちていったことが考えられる。

その頃から売り上げも落ち始めたのか聞いてみると

「そうですね、平成3年頃だったと思います。消費量の低下もあったのだと思いますが、平成の米騒動があって以来、米を売ってくれなかった米屋ではなく、農家から直接買う人が増えて、米屋の売り上げは下がりました。」

それ以降は？

「今の現状に繋がっています。米を扱うようになったスーパーでは卸値でも値をたたき、もうけ優先で安く売っているのです。それが、小売店との値段の格差にも繋がっています。今思えば、食糧法があった頃は小売店は守られていたんだなど。米だけではやっていけなくなったのでクリーニング等も取り入れるようになりました。それでもまだまだ厳しいです。米の需要に対して供給が多すぎる為、米の値段自体も安くなっていますから。」

おわりに

本論文では米屋がどのような法律や制度に影響を受けてきたのか論じてきた。すでに述べているように、米屋の原型となるのは江戸時代の米穀商であり、それが明治時代の職種の変化を受け、大正時代には米騒動を契機とする米穀法の制定により米の管理、統制に関してはそのほとんどが政府の管理下に置かれた。それが昭和時代に入り、満州事

変に始まる一連の日本の軍国化はその影響を食糧にまで及ばせ、米穀統制法を始めとする複数の法律と制度特に米穀管理法により米穀従事者は国に管理統制された状況に置かれた。

その中で得をしたのは米屋である、国に保護された資格となった米屋は安定した収入と顧客を得られるようになるが、日本が戦後の経済成長を果たすにつれ、米の消費と供給のバランスは崩れ、米屋の新規参入も緩和されるようになる。また、食糧法の制定によりスーパーやコンビニ等の他業種も米の販売に介入できるようになったことや、農家が直売所という形で米の販売を行うようになったことから、多くの米屋が廃業していくことになったのである。時代の変化によって様々な職業が姿を消し、名前を変えてきた。米屋もそんな職業の1つになりつつあるのだろうか。私は子供の時から米屋の仕事を見てきた。米屋とは、米を売るだけの職業かもしれないし、今の時代にはもう必要とされない職業かもしれない。しかし、米を売るだけではやっていけないのであれば、販売の方法を変えてみるのも手ではないだろうか、知り合いの米屋には、米の販売と共に弁当やおにぎりの販売を行っている店もある。ただ、米をそのまま販売するだけではなく、米に一工夫与えることで、その商品価値はまだまだ上げることができるのではないかと思う。

現在に至っては衰退しているが、米屋は地域に根差した職業だったことは確かであり、何キロ買っても家まで配達に来てくれる米屋は老人や車を持たない人にとってはなくてはならない存在だったのではないだろうか。時代は米屋を必要としていないのかもしれないが、著者としては、地域のつながりの一つとして、これからも形は変われども、米屋が残っていくことを願っている。

参考文献

- ・『山形米穀商業史』 後藤嘉一著 昭和47年 発行
- ・『山形県経済連史』 山形県経済農業協同組合連合会編 平成6年 発行
- ・『食糧法システムと農協』 財団法人日本農業研究所編 2000年 発行
- ・『農業政策』 豊田隆著 日本経済評論社 2003年 発行
- ・『日本農政の50年』 北出俊昭著 日本経済評論社 2001年 発行
- ・『ニッポンのコメ』 大泉一貫著 朝日新聞社 2001年 発行

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/pdf/1811d1.pdf> 農林水産省 「米の消費に関する

動向」 (2014.10.16)

<http://www.iwabei.co.jp/policy/shigoto/> こだわり米屋の IWABEI (2014.10.20)

<http://www.okomehp.net/social/social002> お米の流通、お米とご飯の基礎知識 (2014.11.15)

<http://www.zenbeihan.com/> 全国米穀販売事業協同組合 (2014.11.28)

<https://kotobank.jp/> コトバンク (2014.12.28)

<http://blogs.yahoo.co.jp/jiigijigii/folder/30777.html?m=lc&p=4> (2015.01.14)

<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2009/200886/10.pdf> 国立国会図書館調査及び立法考査局調査資料「経済分野における規制改革の影響と対策」の中の樋口修著「米制度」(2014.11.25)

<http://blogs.yahoo.co.jp/jiigijigii/folder/30777.html?m=lc&p=4> 「流通の歴史と未来のブログ」に掲載されていた『小石川と本郷の米物語』(2015.01.05)